

2-12 NTT東西の光ファイバ接続料の改訂

- NTT光ファイバの接続料は平成20年度以降760円～142円値下げ。
- 今回の算定期間(平成20～22年度)における予測費用と実績接続料収入の差額を次期接続料原価に算入する(乖離額調整制度)。
- なお、分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の改定については、今後、市場環境や分岐に係る技術等の変化を確認の上、改めて検討される予定。

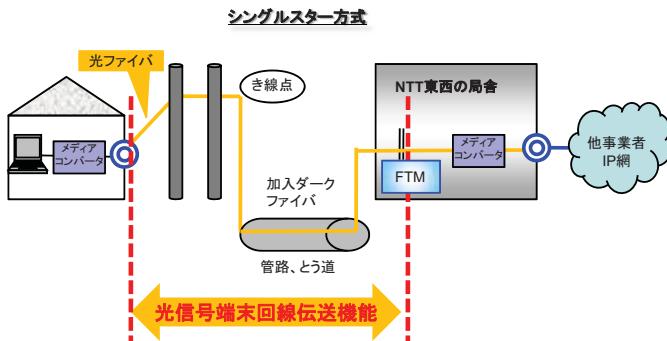
光信号端末回線伝送機能の接続料

光信号端末回線伝送機能の接続料は、シングルスター方式で加入光ファイバを利用する場合に支払うこととなるもの。

	～H20. 3	H20. 4～
NTT東日本	5, 074円	4, 610円
NTT西日本		4, 932円

※1芯当たりの月額料金。

※上記の他に、回線管理運営費(平成20年度:東69円、西89円(実績原価方式で算定))が必要。



【出典：総務省報道資料「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する補正後の接続約款の変更の認可」（H20. 6. 24）をもとに作成】

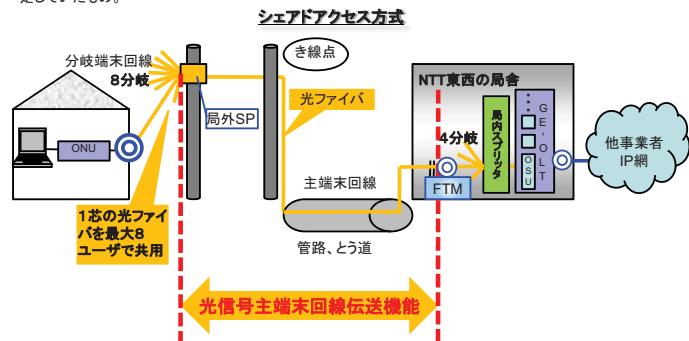
光信号主端末回線伝送機能の接続料

光信号主端末回線伝送機能の接続料は、シェアドアクセス方式で加入光ファイバを利用する場合に支払うこととなるもの。

	～H20. 3	H20. 4～
NTT東日本	5, 020円	4, 260円
NTT西日本	4, 987円	4, 522円

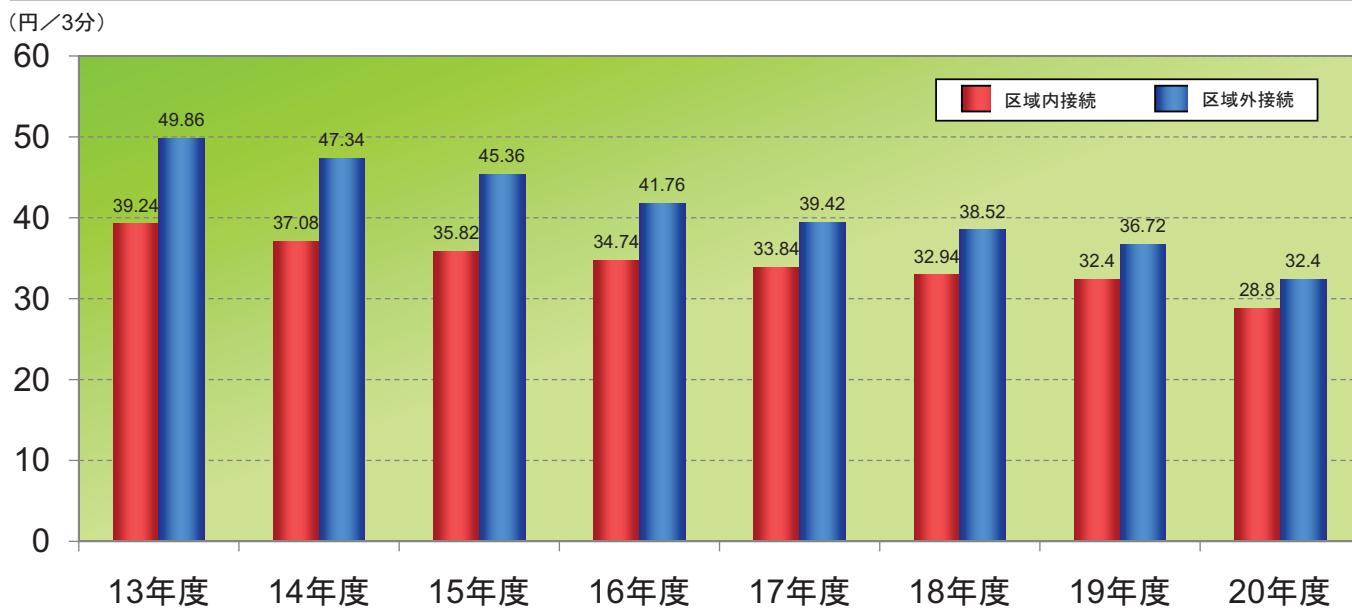
※1芯当たりの月額料金。

※局外スプリッタ(8分歧)は、NTT東西ともに、平成18年度までを算定期間とする将来原価方式により算定していたもの。



2-13 NTTドコモの接続料金の推移

- NTTドコモの接続料金は、毎年着実に低廉化
- 平成20年度の区域内接続で28.8円／3分、区域外接続で32.4円／3分であり、NTT東西の平成20年度固定電話接続料の4.53円(GC接続)、6.41円(IC接続)と比べると、水準に差がある。



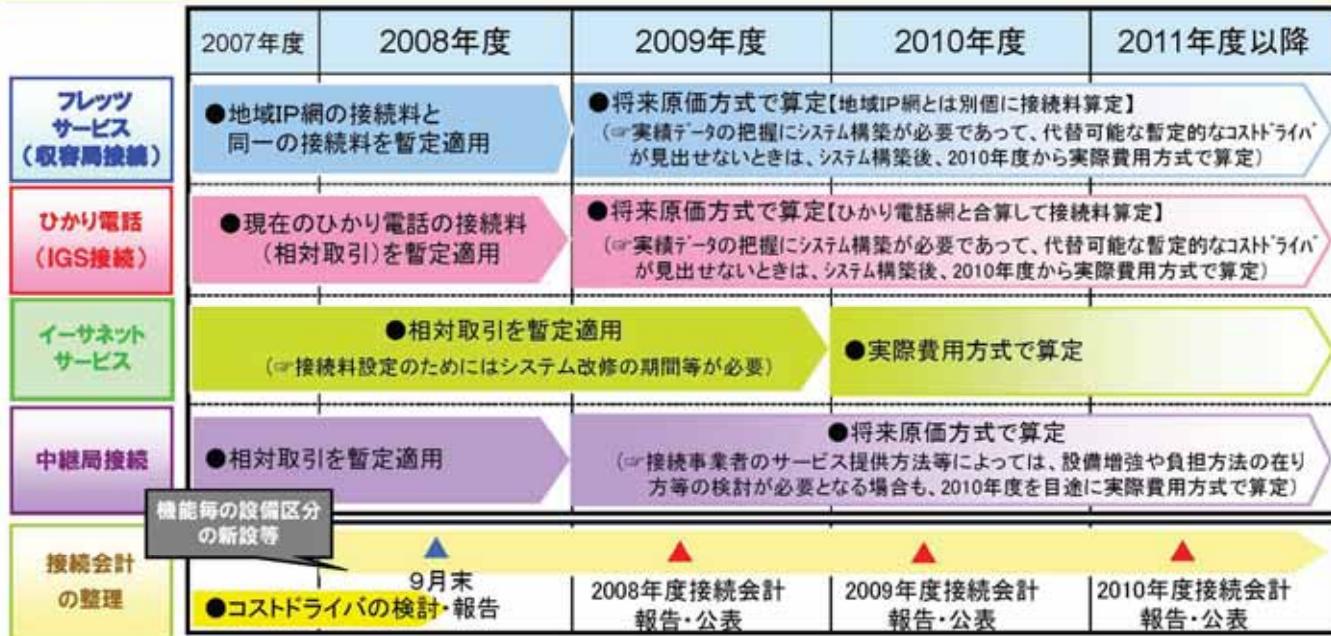
※ 区域外接続は、複数のドコモ地域支社(平成20年6月までは地域会社)の営業区域を超える通話に適用。

区域内接続は、それ以外の通話に適用。

【出典：平成20年版情報通信白書をもとに作成】

2-14 NGNの接続料の算定方法等

- NGNの接続料について、接続会計のデータを用いて算定可能となるのは、2010年度接続料からとなる。
(⇒ NGNの費用・資産が整理されるのは2008年度会計からとなり、これが総務省に報告等されるのは、2009年夏になる。)
- このため、少なくとも2009年度接続料までは、算定期間の費用と需要を予測して接続料を算定する方式(将来原価方式)での算定が適当。
- ただし、当該予測を行うために必要なコスト分計の方法等の検討に要する期間を考慮して、2008年度接続料等については、既存サービスと同様のサービスの接続料をそのまま適用するなどの暫定措置を認める。
- なお、ひかり電話については、利用者の混乱を招来するおそれがあること等から、NGNとひかり電話網の接続料を合算して算定。



【出典：「次世代ネットワークに関する接続料算定等に関する研究会」最終報告書】

2-15 「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の概要

1. 目的

総務省と公正取引委員会の連携により、電気通信事業法及び独占禁止法の適用等に関する考え方を明らかにした共同ガイドラインを策定(平成13年11月)。電気通信事業者の予見可能性を高め、新規サービスの導入・展開を促進。

2. 全体の構成

I 指針の必要性と構成 II 独占禁止法又は電気通信事業法上問題となる行為 III 望ましい行為 IV 連携・連絡体制

以下の5つの分野ごとに、それぞれ問題となる行為を記述。

- 第1 接続・共用**
- 第2 電柱・管路等の貸与**
- 第3 サービス提供**
- 第4 コンテンツ提供**
- 第5 電気通信設備の製造・販売**

注) 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為は、別途再掲。

独占禁止法

- ・電気通信事業の各分野における市場の状況を踏まえ、独占禁止法の適用の考え方等を明確化。
- ・ポイント
 - 事業者から示された競争上の懸念等を踏まえ、競争に悪影響を与える行為を記述
(例) 接続・コロケーションの際に得た競争事業者の情報の流用、電柱・管路等の貸与に係る取引拒絶又は差別取扱い 等

電気通信事業法

- ・電気通信事業法に基づく各種制度の概要を説明するとともに、問題となる行為を過去の事例に基づき記述。
- ・ポイント
 - ①「市場支配力を有する電気通信事業者」が禁止される行為の明確化
(例1) 利用者に料金明細書等を送付する際、自己の関係事業者の商品案内、申込書等を同封するなど当該電気通信事業者と一体となった排他的な業務を行うこと
(例2) 自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供を行うこと
 - ②業務改善命令等の行政処分の対象となる行為の明確化
(例1) 利用停止、契約解除、損害賠償、料金返還に関する事項が適正かつ明確に規定されていない契約
(例2) 利用者の同意を得ずに優先登録先の電気通信事業者を変更すること
(例3) 利用者の同意を得ずに付加サービス契約を締結したり、利用がないにもかかわらず不当に高い料金請求を行うこと

電気通信事業分野の競争促進の観点から、市場支配的な電気通信事業者が自動的に探ることが望まれる行為を明示。

- ①接続部門と他部門・関係事業者との情報遮断のための具体的措置
- ②ファイアウォール遵守状況の公表
- ③接続・コロケーション状況の公表
- ④電柱・管路等の貸与担当部門と他部門等との情報遮断、貸与申込手続、貸与状況の公表
- ⑤卸電気通信役務の提供に係る約款・標準メニューの作成・公表
- ⑥違反防止のための社内マニュアルの作成

3. 連携・連絡体制について

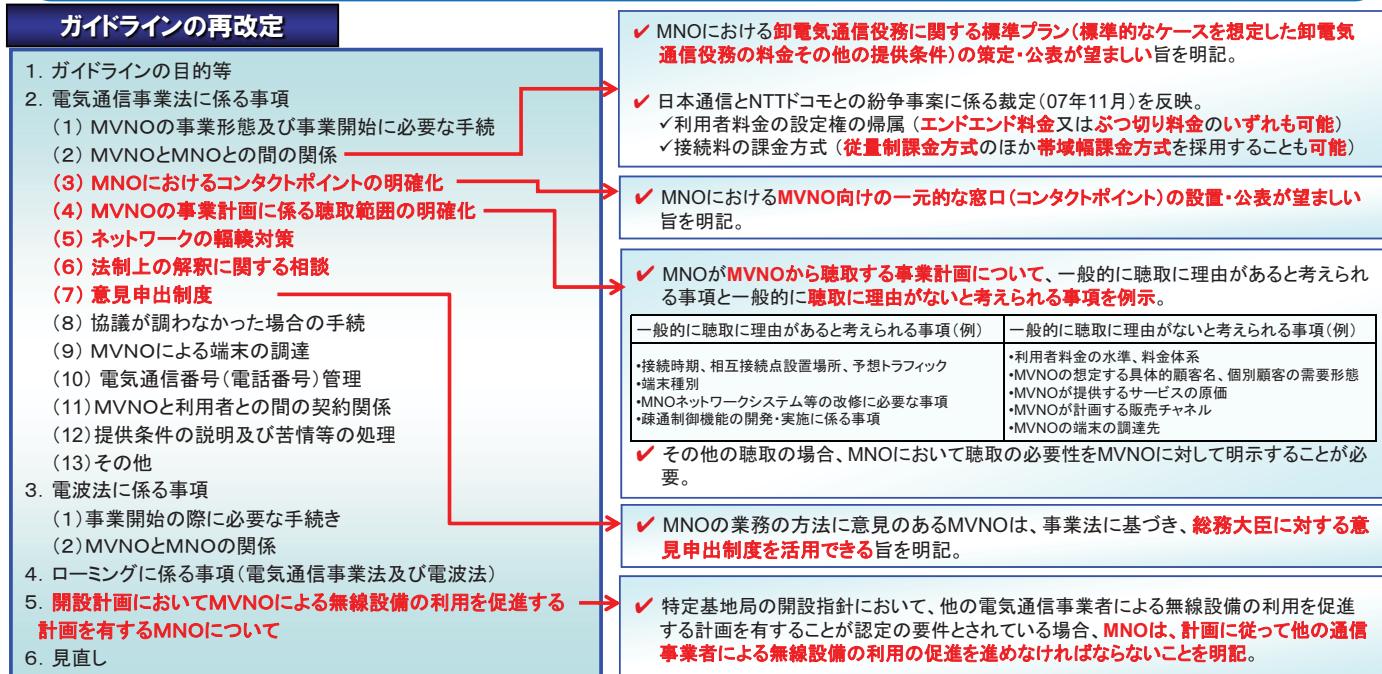
公正取引委員会と総務省は、①それぞれに寄せられた相談等について、相互に、連絡。②独占禁止法と電気通信事業法の運用の整合を図る観点から、必要に応じ、それぞれの処理について情報交換。③窓口を相互に設置。

【出典：第7回(H19.5.25)新しい競争ルールの在り方に関する作業部会資料】

2-16 「MVNO事業化ガイドラインの再改定」の概要

今回の再改定においては、

- モバイルビジネス研究会報告書(07年9月)
 - ガイドライン再改定に係る提案募集結果(07年11月～08年1月)
 - 電気通信事業紛争処理委員会による勧告(07年11月)
 - 特定基地局の開設指針(2.5GHz帯)におけるMVNO受入計画の着実な実施[⇒WiMAX及び次世代PHS]
- 等を盛り込み、MNOとMVNOとの間の事業規律等について具体化。



【出典：第92回（H20.10.31）電気通信事業紛争処理委員会資料（総務省作成）】

2-17 債権保全措置に関するガイドラインの概要

(背景)

- 近年、電気通信事業者の経営破綻等により、当該事業者と接続等を行っている事業者が接続料等の債権を回収できなくなる事案等が発生。
- 債務の支払いを怠るおそれがある場合には、あらかじめ預託金の預入れ等の債権保全措置を講じることで接続停止や損失の回避が可能。
- しかし、預託金の水準如何によっては、新規参入阻害等の競争阻害要因となることが懸念。

こうした事情を踏まえ、

- ① 電気通信事業の適正かつ合理的な運営の確保
- ② 電気通信事業者間の公正な競争の確保

との観点から、電気通信事業者が債権保全措置を講じる際の指針として「電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン」を策定。

(ガイドラインの内容)

- ✓ 債権保全の方法(預託金、債務保証等)
- ✓ 預託金の預入れ等の要否を判断するに当たって考慮すべき事項(過去の支払実績、財務状況等の客観的指標によること)
- ✓ 預託金の水準(預託金、必要かつ最小限とすべき)
- ✓ その他(預託金等の返還、紛争処理手続等)

新競争促進プログラム2010(06年9月)

(9) 市場退出ルールの見直し

電気通信事業の休廃止について、当該事業者の経営判断のみならず、接続事業者の対応に依存する部分があることを踏まえ、市場退出に関するセーフガード措置(例えば預託金制度)について一定のルールを確立するため、06年度中を目途にガイドラインを策定する。

【出典：電気通信事業紛争処理委員会事務局作成資料】